資料№.７

障害児相談支援事業使用料の内訳、近隣市の状況

子ども未来部子ども発達支援センター

１．歳入概要

障碍のある児童が、障害児通所支援や障害福祉サービスを利用するにあたり、子ども発達支援センターの相談支援専門員が、児童の様子や家族の状況を勘案して利用計画案を作成します。その計画作成に対する給付費は、子ども発達支援センターの歳入に使用料として計上しています。

２．障害児相談支援事業使用料の内訳

（１）令和２年度当初予算の内訳（１９，９８８千円）

支援内容	給付単価（円）①	計画作成（件）②	予算額（円）①×②
児童利用支援（新規）	23,162	120	2,779,440
児童利用支援（更新）	17,712	774	13,709,088
児童利用支援（計画変更）	17,712	100	1,771,200
継続利用支援（モニタリング）	14,409	120	1,729,080
		合　計	19,988,808

（２）過去３年間の当初予算額の推移

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
障害児相談支援事業使用料	14,408 千円	16,869 千円	21,440 千円

３．近隣市の状況

本市と同様に市が実施主体として事業運営を行っている伊丹市の状況です。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
こども発達支援センター使用料（※）	140,357 千円	147,459 千円	148,396 千円

※伊丹市は、こども発達支援センターの全事業の使用料を一括計上しています。